

## 適正な要員操配と言うのに、 なぜ年休が流れるのか！

### 年休裁判第3回口頭弁論

年休裁判第3回（第2次提訴については第2回）口頭弁論が、東京は5月28日、大阪は30日に開廷されました。前回に引き続き、静岡と名古屋地本の仲間が、それぞれの裁判所に駆けつけました。

被告会社は、裁判所より職場の休日取得に関する要員操配について、準備書面での提出を求められており、今回この準備書面が提出、陳述されました。

被告会社の主張は、年間休日・年休日数、行路数、労働日等を考慮した上で要員操配を決めている、という内容です。しかし現実、年休が失効している理由については明らかにしておらず、曖昧な陳述となりました。

東京の第4回口頭弁論は7月30日、大阪は弁論準備で7月31日です。

